

# 不正競争防止小委員会の報告

産業構造審議会知的財産分科会

令和5年3月2日

# 不正競争防止小委員会での活動概要

- 令和4年10月～令和5年1月にかけて計5回の審議を行った。

第1回議題：今後の議題・スケジュールについて  
デジタル時代におけるデザインの保護について  
限定提供データの規律の見直しについて

第2回議題：保護期間の終期の起算点について  
渉外事案に係る国際裁判管轄及び不正競争防止法の適用範囲に関する  
規定整備  
損害賠償額算定規定の見直しについて

第3回議題：商標法のコンセント制度導入を受けた適用除外規定について  
使用等の推定規定の拡充  
営業秘密及び限定提供データに関するライセンシーの保護制度の創設

第4回議題：最終報告書案について

第5回議題：パブリックコメントの結果について  
最終報告書について

# 1. デジタル時代におけるデザインの保護（形態模倣商品の提供行為）

## まとめ

今次の本小委員会での検討を踏まえ、**法改正によって、不競法第2条第1項第3号に規定する形態模倣商品の提供行為にも「電気通信回線を通じて提供」する行為を追加することが適切**である。なお、制度措置にあたっては、どのような行為が「模倣」の対象となるかについて、逐条解説等において明確化していくことをあわせて検討することが適切である。

また、**「商品」に無体物を含むかについては、まずは逐条解説等にて「商品」に無体物が含まれるとの解釈を明確化する**とともに、形態模倣商品の提供行為に「電気通信回線を通じて提供」する行為を追加し、ネットワーク上の形態模倣商品の提供行為もその適用対象とすることが適切である。その上で、不競法上の「商品」の定義規定の導入については、今後の裁判例の蓄積を注視した上で、引き続き将来課題として検討していくことが適切である。

なお、形態模倣商品の提供行為に係る不正競争の保護期間の伸長については、賛成意見及び慎重意見の双方があることや諸外国の未登録デザインの保護期間も踏まえ、まずは保護期間の終期の起算点（「日本国内において最初に販売された日」（不競法第19条第1項第5号イ））を「実際の販売開始時」と解釈することについて、逐条解説等で明確化した上で、保護期間の伸長についての法改正の是非については、各関連団体等との意見交換等を通じ、引き続き検討を継続していくことが適切である。また、保護期間の終期の起算点である「最初に販売された日」については、投下資金等の回収活動が開始したと判断される行為が「販売」以外にも合理的に考えられる場合も、「販売」と解釈される余地がある旨を逐条解説等で明確化することが適切である。

## 2. 限定提供データの規律の見直し

### まとめ

本小委員会での検討を踏まえ、「秘密として管理されているものを除く」要件（不競法第2条第7項）に関する課題については、「秘密として管理されているものを除く」要件を、「営業秘密を除く」と改める、又は「秘密として管理されているものを除く」要件を削除することが適切である。

また、善意取得者保護に係る適用除外規定（不競法第19条第1項第8号イ）における善意の判断基準時、具体的には「取得段階」から「契約時」に早めるべきかどうかについては、限定提供データに係る規律が未だ制度実装段階であるため、今後引き続き検討をしていくことが適切である。

### 3. 渉外事案に係る国際裁判管轄及び不正競争防止法の適用範囲に関する規定整備

#### まとめ

本小委員会での検討を踏まえ、**国際裁判管轄に関する規定の整備については、渉外的な営業秘密侵害事案に関し、立法措置が可能であれば、日本の裁判所に管轄を認めるとする競合管轄規定を設ける方向で検討を進めることが適切**である。なお、規定を設ける際の立法措置の範囲については、引き続き関係省庁と調整を進め、適切な範囲となるよう検討を行うことが適切である。

また、**不競法の適用範囲については、国内における営業秘密侵害事案と同様に政策的保護が必要となる渉外的な営業秘密侵害事案に関し、法の適用に関する通則法による準拠法の選択にかかわらず直接に適用される（法の適用に関する通則法よりも優先する）規定を設けることにつき関係省庁とともに引き続き検討した上で、立法措置が可能であれば、当該立法措置の範囲が国際裁判管轄とあわせて適切となるよう検討を行うことが適切**である。

## 4. 損害賠償額算定規定の見直し

### まとめ

本小委員会での検討を踏まえ、不競法第5条第1項については、営業秘密に関し「技術上の秘密」に限定されている対象情報を営業秘密全般に拡充し、さらに「物を譲渡」した場合のみを想定している要件をデータや役務を提供している場合にも拡充することが適切である。また、特許法と同様、被侵害者の生産、販売及び役務提供能力を超える部分の損害の認定規定を追加することが適切である。

同条第3項については、「使用」以外の行為が含まれる点を明確化するために、不競法第2条第1項各号の不正競争行為が全て対象となるよう規定することが適切である。さらに、特許法と同様、不正競争があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨の規定を追加することが適切である。

## 5.使用等の推定規定の拡充

### まとめ

本小委員会での検討を踏まえ、不競法第5条の2の対象情報については、対象情報を営業秘密全般へと拡充することが適切である。また、**対象類型について、正当取得類型（不競法第2条第1項第7号）への拡充については、刑事規律における「領得」行為（不競法第21条第1項第3号）が介在している場合に限り適用対象とする等、営業秘密保有者から営業秘密を示された者への一定の配慮措置を講じることが適切**である。取得時善意無重過失転得類型（不競法第2条第1項第6号及び第9号）への拡充については、不正開示行為等の介在について悪意重過失に転じている場合に限り適用対象とすることを前提とし、その上で、営業秘密が記録された記録媒体等を消去・廃棄せずに保持している場合に限定する等、一定の配慮措置を講じることが適切である。なお、被告が保持することとなる対象は、①「営業秘密記録媒体等」・「営業秘密が化体された物件」（不競法第21条第1項第3号イ参照）及び、②営業秘密がアップロードされているサーバー等のURLとすることが適切である。

不競法第5条の2の**限定提供データへの拡充**（限定提供データにも適用可能とすること及びその範囲）**については、営業秘密同様、技術上及び営業上の情報を対象とし、不正取得類型（不競法第2条第1項第11号）、取得時悪意転得類型（同項第12号及び第15号）を対象とすることが適切**である。また、正当取得類型（同項第14号）については、営業秘密と同様に「領得」行為が介在している場合に限り適用対象とする等、一定の配慮措置を講じること、また、取得時善意転得類型（同項第13号及び第16号）については、使用行為が不正競争行為の対象となっていないことから、適用の対象外とすることが適切である。

なお、上記のような拡充を行うにあたっては、営業秘密を保有・管理している企業・事業者及び業務に従事している従業員の双方への不競法の周知徹底を行うことが適切である。

## 6. 営業秘密及び限定提供データに関するライセンシーの保護制度の創設

### まとめ

本小委員会での検討を踏まえ、営業秘密及び限定提供データに関するライセンシーの保護制度については、措置の方法について関係省庁等と調整しつつ、引き続き検討を継続していくことが適切である。



## 7. 商標法のコンセント制度導入を受けた適用除外規定について

### まとめ

本小委員会での検討を踏まえ、商標法へのコンセント制度導入により後行商標が登録され、その後、先行商標又は後行商標が周知又は著名となった場合に、後行商標権者又は先行商標権者が不正の目的でなくその登録商標を商品等表示として使用等する行為を商品等表示に係る不正競争の適用除外とする規定を追加することが適切である。また、あわせて不競法第19条第2項の規定を参考に、コンセント制度により後行商標が登録され、その後、先行商標又は後行商標が周知又は著名となった場合、自己の商品又は営業との混同を防ぐために適当な表示を付すべきことを請求することができる規定を追加することが適切である。